

中信テレホンサービス・ペイバイホン規定

第1条 (中信テレホンサービス・ペイバイホンの取引)

- (1) 中信テレホンサービス・ペイバイホン（以下「ペイバイホン」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からの依頼 にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店、または当金庫以外の金融機関の本支店にある預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 依頼は、依頼人が占有管理する電話・インターネット接続機器（プッシュホン・ホームユース端末機またはパーソナルコンピュータ等）（以下「電話等」といいます。）を利用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当金庫本支店にある場合、または異なる名義の場合、もしくは入金指定口座が当金庫以外の金融機関の本支店にある場合は、「振込」として取扱います。

第2条 (振替または振込の受付等の変更)

- (1) ペイバイホンにより振替または振込を依頼する場合は、当金庫が定めた電話番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を電話等により操作してください。
ただし、VALUX経由の場合は、インターネットを経由してVALUXセンターあてにデータ送信を行ってください。
- (2) 当金庫で受信した支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は、支払指定口座から振替金額又は振込金額と振込手数料即納引落しの場合は、振込手数料（含消費税等）金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法により入金指定口座へ振替または振込の手續をいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、当金庫所定の各預金規定および当金庫所定の当座勘定に関する規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる一日あたりの振替金額および振込金額の限度は依頼人があらかじめ指定した金額の範囲内とし、かつ一回あたりの限度額は依頼人があらかじめ入金指定口座ごとに指定した金額の範囲内とします。ご指定がない場合は当金庫指定の金額の範囲内とします。
- (7) 先日付資金移動を依頼の場合は、資金移動指定日の前営業日までに支払指定口座に振替金額又は振込金額と振込手数料即納引落しの場合は、振込手数料（含消費税等）金額との合計額を預入下さい。
- (8) 以下の各号に該当する場合、振替および振込はできません。
 - ① 振替金額または振込金額と振込手数料即納引落しの場合は、振込手数料（含消費税等）金額との合計額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。なお、先日付資金移動の場合は、資金移動指定日当日の資金引落時限に上記の状態であるとき。
 - ② 支払指定口座あるいは当金庫の本支店にある入金指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人からの支払指定口座からの支払停止あるいは当金庫の本支店にある入金指定口座への入金停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。
- (9) この取扱いによる受付時限は当金庫が別途定めた時間内とします。

第3条 (手数料等)

- (1) ペイバイホンの取扱契約については、当金庫所定の基本手数料（含消費税等）を支払ってください。
- (2) 基本手数料（含消費税等）は、1か月分を当金庫所定の振替日に支払指定口座から第2条5項に準じて自動的に引落します。
- (3) 振込手数料の即納引落しを選択した場合は、当金庫所定の振込手数料（含消費税等）を、振込金額と同時に支払指定口座から第2条5項に準じて引落します。又、振込手数料の後納引落しを選択した場合は、1か月分の振込手数料（含消費税等）を当金庫所定の振替日に支払指定口座から第2条5項に準じて自動的に引落します。
- (4) ペイバイホンの基本手数料（含消費税等）および振込手数料（含消費税等）は、諸般の情勢により変更することがあります。

第4条 (取引内容の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定出入記入帳により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理します。

第5条 (免責条項)

- (1) 当金庫の責によらない電話の不通ならびに通信機器、回線、コンピュータ等の障害により取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた障害については当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際送信された支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号と、届出の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号との一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第6条 (届出事項の変更等)

暗証番号、支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 (解約など)

- (1) 当事者の都合による解約
 - ①本サービス利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。
 - ②契約者から解約する場合は、本サービス利用契約の解約を書面にて当金庫へ提出することとします。解約届出は、当金庫にて解約手続きが完了した後に有効となります。なお、当金庫は解約手続き完了前に生じた損害についての責任を負いません。
 - ③当金庫の都合により解約する場合は、契約者の届出住所地等へ解約通知を発送します。解約通知が、延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) サービスの強制解約

契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービス利用契約を解約することができるものとします。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

- ① 支払停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生等の手続き開始の申し立てがあったとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 住所変更の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明となったとき。
- ④ 当金庫へ支払うべき本サービスの手数料に、未払いが生じたとき。
- ⑤ 一年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
- ⑥ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- ⑦ 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
- ⑧ 相続の開始があったとき。
- ⑨ 本規定にもとづく当金庫への届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- ⑩ パスワード等および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。

(3) 暴力団排除条項による解約

前項のほか、契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービス利用契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア) 暴力団
 - イ) 暴力団員
 - ウ) 暴力団準構成員
 - エ) 暴力団関係企業
 - オ) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - カ) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - キ) その他前各号に準ずる者
 - ク) アからキのいずれかに該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ケ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - コ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - サ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - シ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ア) 暴力的な要求行為
 - イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ) その他前各号に準ずる行為
- ③ この解約により契約者に損害が生じた場合にも、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫に損害が生じた

場合は、契約者がその責任を負うものとします。

- (4) 本サービス利用契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について当金庫は処理をする義務を負いません。

第8条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫所定の各預金規定および当金庫所定の当座勘定に関する規定により取り扱います。

第9条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第10条 (規定等の変更)

- (1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上